

平成28年 3 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成28年 3 月高浜市議会定例会は、平成28年 2 月26日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定<br>( 諸 報 告 )                                  |
| 日程第 3 | 施政方針  |
| 日程第 4 | 教育行政方針  |
| 日程第 5 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について                               |
| 日程第 6 | 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                        |
| 日程第 7 | 同意第 2 号 教育委員会教育長の任命について                             |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 高浜市行政不服審査会条例の制定について                         |
|       | 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について                    |
|       | 議案第 3 号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について               |
|       | 議案第 4 号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につ<br>いて       |
|       | 議案第 5 号 高浜市職員定数条例の一部改正について                          |
|       | 議案第 6 号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について                        |
|       | 議案第 7 号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について                       |
|       | 議案第 8 号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について                     |
|       | 議案第 9 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について                   |
|       | 議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の<br>一部改正について  |
|       | 議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部<br>改正について   |
|       | 議案第12号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について                      |
|       | 議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給料の月額の特例に関する条例の<br>一部改正について |
|       | 議案第14号 高浜市南部第 2 ふれあいプラザの指定管理者の指定について                |
|       | 議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について                         |

議案第16号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について  
議案第18号 高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第19号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について  
議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について

日程第9 議案第22号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第5回）  
議案第23号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）  
議案第24号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）  
議案第25号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）  
議案第26号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）  
議案第27号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）  
議案第28号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）

日程第10 議案第29号 平成28年度高浜市一般会計予算  
議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第31号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計予算  
議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算  
議案第33号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算  
議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算

日程第11 報告第1号 平成28年度高浜市土地開発公社の経営状況について  
報告第2号 平成28年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

日程第12 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和

11番 神谷直子  
13番 北川広人  
15番 小嶋克文

12番 内藤とし子  
14番 鈴木勝彦  
16番 小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	岸上善徳
企 画 部 長	加藤元久
総合政策グループリーダー	木村忠好
人事グループリーダー	野口恒夫
総 務 部 長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田 徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	山下浩二
税務グループリーダー	鵜殿 巖
福 祉 部 長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二

上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	長谷川 宜 史
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 野 隆
主 査	内 藤 修 平

### 議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成28年度予算案及び平成27年度補正予算案のほか、諮問、同意、条例制定、条例改正など、いずれも重要な内容を有する案件が提出されております。

議会といたしましても、これらの諸案件に対し、十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じ上げます。議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

---

### 午前10時00分開会

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本市では、平成26年度から第6次高浜市総合計画の中期基本計画に沿ったまちづくりを進めており、平成28年度は中期計画の折り返しとなります。総合計画の基本計画に掲げる目標の達成状況を検証し、中期計画の仕上げに向け、今後も施策を推進してまいります。

高浜市はどこへ向かうべきか、どのようにしてそこに行くか。時には激しく意見がぶつかり合うこともあるでしょうが、違いを乗り越え、力を合わせ、心を一にすることが大家族たかはまの実現につながっていくものと考えております。

平成28年度の事業概要につきましては、後ほど施政方針の中で述べさせていただきますが、次世代のために今行うべき施策は何か。10年先、20年先の長期経営の視点に立って、持続可能で望ましい未来を想定し、臨機応変に戦略を立て、教育改革、福祉及び子育て支援の充実、地域経済の活性化や防災の対策など、諸課題に積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。本定例会におきましては、諮問1件、同意2件、一般議案21件、補正予算7件、当初予算8件及び報告2件の計41件をお願いするものでございます。

詳細につきましては、私、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

#### 午前10時3分開議

○議長（幸前信雄） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（幸前信雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、10番、杉浦敏和議員、11番、神谷直子議員を指名いたします。

---

○議長（幸前信雄） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成28年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、平成27年12月11日及び平成28年2月19日に委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして、検討いたしました結果、会期は、本日より3月24日までの28日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、諮問第1号、同意第1号、同意第2号を即決で行い、議案第1号から議案第36号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

3月2日及び3日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月7日については、議案第22号から議案第28号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第1号から議案第21号及び議案第29号から議案第36号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第29号から議案第36号までの平成28年度当初予算関係議案を付託します。

総務建設委員会については、議案第1号から議案第6号までの6議案を、福祉文教委員会については、議案第7号から議案第17号及び議案第19号から議案第21号までの14議案を、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第18号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

また、各常任委員会等の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願いいたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（幸前信雄） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月24日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

本日までに陳情書6件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託し、各委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

12月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんいただきたいようお願い申し上げます。

報告事項は以上であります。

---

○議長（幸前信雄） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 「我々が直面する重要な課題は、それをつくり出したときと同じレベルで解決することはできない。」アインシュタインのこの言葉は、現代社会においても当てはまるのかもしれませんが。

人口構造が変化をし、社会のシステムも複雑化していく状況においては、過去や現在の現状分析を積み重ね、未来を予測するというフォアキャスティングの考え方だけでは、課題解決の答えが見つからないという場面が出てきています。

次世代のために、今、行うべき施策は何か。このことを考えるとき、10年先、20年先の長期経営の視点に立って、持続可能で望ましい未来を想定し、臨機応変に戦略を立てていくバックキャスティングの考え方により、施策を推進していくことが有効であります。

高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、平成52年までに合計特殊出生率を2.07まで引き上げ、若年層の転出超過を抑制することにより、平成52年において総人口5万人、平成37年にピークを迎える生産年齢人口をピーク以降、将来にわたり2万8,000人以上を維持し、人口減少を抑制するという目標を高浜市人口ビジョンで掲げ、そして、この目標を実現していくための戦略を、雇用創出、少子化対策を中心に、第6次高浜市総合計画の基本計画をベースにした創生戦略として取りまとめています。

創生戦略では、しあわせづくり計画で一人一人の想いが実現できるまち、高浜版ネウボラで妊娠期から子育て期まで子育てを応援するまち、教育基本構想で将来への希望に満ちあふれた子どもを育むまち、地域資源を活かし産業が活性化するまち、生涯現役でいられるまちの5つの柱を掲げ、さらに高浜らしい創生として「カワラ」をキーワードとして位置づけ、具体的な取り組み

については戦略プランとして総合計画のアクションプランと連動し、実施することとしています。

公共施設の更新という課題につきましては、高浜市を次世代につなぐために、目指すべき公共施設の姿を、学校を地域コミュニティの拠点と位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた施設の改修、建てかえを実施することにより、将来にわたり持続させることとし、検討を行い、進めています。

小学校を核とした施設の複合化は、地域ぐるみで子育て・子育てを支えていくための環境の充実を目指し、また、子供から高齢者まで小学校区の住民が集う地域活動拠点として、新たな交流の場を創出するものであり、高浜市が推進する地域内分権を実現するための重要な施策であります。

現在、高浜小学校の建てかえについての検討を進めていますが、小学校区単位で理想の未来像を市民の皆さんと考え、その思いが実現できる施設整備を進めてまいります。

職員に対し、年頭の挨拶で紹介をしましたが、野村総合研究所の研究によれば、日本の労働人口の約49%が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が高いと推計され、日本国内の601の業種のうち、人工知能やロボット等による代替可能性が高い100種の職業の中に、国・県、市町村の行政事務員が掲げられています。10年後、20年後の行政サービスがどのように変わっていくのか、高浜市の未来がどのような姿になるのか、引き続きアシタのたかほま研究所において調査・研究を行っていくとともに、総合計画を初めとする計画策定等のあらゆる場面において、高浜市の理想の姿を市民とともに描き、それに対する戦略を立てていくバックキャストの考え方も取り入れ、施策を進めてまいりたいと考えております。

それでは、これより平成28年度の重点施策について、第6次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」でございます。

本市のまちづくりの最高規範であります高浜市自治基本条例につきましては、引き続き条例に込められた精神を広めていくとともに、条例の内容を知っていただく取り組みも進め、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体、高浜市の確立に向けて、その歩みをさらに進めてまいります。

まちづくり協議会につきましては、地域計画の見直しが行われ、本年から新しい計画のもと、事業が実施される予定であります。市政運営に当たりましては、引き続きこの地域計画を尊重してまいります。また、地域に対する交付金制度のあり方につきまして、現場の声も踏まえながら見直しを進めてまいります。

情報発信パワーアップ事業では、外国人住民の方々に市政情報や災害情報を的確に届けるため、市公式ホームページの多言語対応を行ってまいります。

職員カステップアップ事業では、女性の職場における活躍を推進することを目的とした女性活



躍推進法が制定されたことを踏まえ、自治大学校へ女性職員の派遣をいたします。

公共施設あり方計画推進事業では、公共施設総合管理計画における公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランを着実に進めてまいります。

市役所本庁舎整備事業では、平成29年1月の新庁舎供用開始に向け、着実に本庁舎整備を進めるとともに、情報カフェ、会議室等のあり方について検討してまいります。また、市民目線による便利で快適な窓口サービスを効率的に提供できるようマイナンバーに対応した新総合窓口の構築、新庁舎といきいき広場での業務連携、業務システムの見直し、アウトソーシングを視野に入れた窓口業務の集約化、業務効率化に向けた改善、標準化、ペーパーレスの可能性などを検討し、業務改善を図ってまいります。

高浜小学校等整備事業では、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた整備を進めるため、関係者との情報共有を図るとともに、施設整備の事業者提案を募集し、事業者の選定を行ってまいります。

生涯学習施設管理運営事業では、公共施設総合管理計画に基づき、中央公民館及びホールの解体工事を予定いたしております。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」でございます。

生涯学習基本構想全体を包含する総合的な取り組みとして実施してまいりました、タカハマ！まるごと宝箱事業では、地域資源を市民の財産として将来へ語り継ぎ、まちへの愛着を高めていくため、大学との連携を図り、学生や指導者と市民とがかかわりを持ちながら、語り合い・学び合いの会を継続して開催してまいります。

また、高浜市誌が発行されてから約40年がたち、この間、市の状況も時代に合わせ刻々と変化してきています。かつて市誌に掲載されている情報も近年の調査・研究により新見地も得られています。これまで歩んできた歴史や人々の記憶を知り、また、市の有形・無形の歴史資料を整理して後世に伝えるとともに、現在及び将来に活用することを目的として、市誌の編さんに着手してまいります。

(仮称)高浜緑地整備事業では、愛知県と調整を図りながら、高浜市が実施する附帯設備工事に着手するとともに、生涯スポーツ推進事業では、老朽化した碧海グラウンド、テニスコートの照明器具設備を更新してまいります。

子育て・子育てでは、子育て中の家庭に対し、適切なサービス利用につながるよう情報提供をするとともに、利用者の生の声を傾聴することが重要であります。市の相談窓口を拡充し、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、子育て支援コーディネーター事業を実施するとともに、いちごプラザにおいて、子育て・家族支援者を配置し、身近な支援の場の拡充を図ってまいります。

教育では、平成28年度において高浜カリキュラムが、全学年で実施されることとなります。高

浜市のよさを感じながら心豊かに成長、発達するための12年間の学びを踏まえた幼・保小中一貫教育の創造について、教育委員会と連携して進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」でございます。

産業活動が活発に行われ、税収が安定的に確保されるという市の財政基盤を強化するためには、工業用地の創出による企業立地の促進が重要であります。

市東部地区の工業用地の創出におきましては、地権者の皆さんの御理解をいただき、全員の開発同意を得ることができましたことから、関係機関と連携し開発事業を進めてまいります。北部地区におきましては、今年度策定をいたしました整備構想をもとに、関係機関と協議、調整を図ってまいります。

また、地域経済の活性化、地域雇用の安定のために、愛知県と連携した企業の再投資を促す支援制度を実施し、既存企業の安定経営に向けた支援を行ってまいります。

地場産業振興事業では、三州瓦のふるさと名物応援宣言を踏まえて、三州瓦屋根工事奨励補助制度を拡充し、新たに住宅等の庭の造園材料として、瓦材の活用に補助を行い、景観の形成と瓦販売の促進につなげてまいります。

防災対策では、地域で実施される防災訓練について、地域行動計画を活用して実施できるよう協働してまいります。また、外国人は日本語を理解することが難しく、土地勘もないことから、あらかじめ予防に対する意識を持つことが重要であります。外国人向けの防災訓練についても引き続き実施し、防災意識の向上を図ってまいります。

消防団は、地域における防災活動の担い手であり、大規模災害に備え、その期待が高まっていますが、団員不足の課題が深刻化しています。そこで、家賃助成制度の見直しを図り、消防団員の確保に努めてまいります。

道路整備では、市道港線の整備について、引き続き道路の拡幅の用地取得を進めてまいります。また、公共施設総合管理計画に位置づけられたインフラの長寿命化を計画的に進めるとともに、道路ストック総点検による舗装修繕、橋梁修繕を実施してまいります。

環境施策では、小・中学校と連携し、子ども環境美化推進員の登録をさらに広めるとともに、児童・生徒が企画する環境学習について支援してまいります。また、大型小売店などに設置されている民間分別収集拠点と連携し、資源化率を向上させることにより、ごみの減量化を図ってまいります。

次に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」でございます。

生活困窮者自立支援では、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などの包括的な支援を引き続き実施し、生活困窮者の自立促進に努めるとともに、国が行う無料職業紹介、職業相談と相談支援事業との一体的実施の導入等を検討してまいります。

また、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのないように、早い段階からのアウトリーチを含めた子ども健全育成支援員による相談支援体制を強化してまいります。さらに、高校卒業が自立のための大きなポイントであることから、高校中退防止のため、高校生への学習支援を新規に実施するとともに、ひとり親家庭の小学生への学習支援を実施してまいります。

こども発達センター運営事業では、子供の発達について、支援が途切れることのないよう成長に応じた継続的な支援が重要であることから、学校専門家チームと連携した3専門職による巡回指導を中学校まで拡充し、小・中学校との連携の強化を図ってまいります。また、子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援をしてまいります。

避難行動要支援者支援事業では、避難支援が必要で未同意の方に対し、同意の促進を図るとともに、全ての小学校区において個別計画が作成できるように検討してまいります。

福祉避難所につきましては、引き続き新たな施設との協定の締結に向け協議を進めてまいります。また、協定を締結した福祉避難所に災害対策資機材を配備するとともに、避難所運営訓練を実施してまいります。

障がい者地域生活応援事業では、障がいに関する相談やサービス利用者が年々増加しているため、相談員の拡充を図り、相談体制を強化してまいります。

生涯現役のまちづくり事業では、市内全域に健康自生地が拡大していくよう新たな健康自生地を発掘、創出するとともに、健康自生地での活動やホコタッチを活用した効果測定につきましても、国立長寿医療研究センターと共同で調査・研究してまいります。

認知症への対応として、今年度、60歳以上の市民全員を対象に実施をした高齢者機能健診、脳とからだの健康チェックの結果に対するフィードバックを行うため、講演会を実施してまいります。また、認知症予防に効果的とされるコグニサイズをマシンスタジオで実施してまいります。

刈谷豊田総合病院高浜分院につきましては、地域医療ニーズに対応するために、医療法人豊田会と新協定締結に向けた具体的な協議を進めてまいります。

以上、28年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

重点施策を初め、これらの施策を実行していくための平成28年度予算につきましては、一般会計143億9,740万円、また、特別会計、事業会計を合わせて総額242億2,474万1,000円といたしました。

本市の財政状況を見ますと、リーマンショック後の低迷期を脱し、回復基調を続けていますが、いまだリーマンショック影響前の状況までは回復していません。また、今後発生してまいります公共施設やインフラ資産の更新を考えますと、依然として厳しい財政状況にあると言えます。国の施策動向等を十分に注視しつつ、限られた財源の中で最大の効果を上げるように努めてまいります。

平成28年度は、第6次総合計画中期基本計画の折り返しの年となります。総合計画の基本計画

に掲げる目標の達成状況を点検、確認し、中期基本計画の仕上げに向け、施策を推進してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、議員各位並びに市民の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、平成28年度施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（幸前信雄） 以上で、施政方針は終わりました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、平成28年度高浜市教育行政方針を述べさせていただきます。

平成27年度は、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行を受けた改革初年度となりました。高浜市においては、これまで教育行政連絡協議会などを通して、市長部局と教育委員会との連携、調整を積み重ねてきましたので、高浜市教育大綱も早い時期に策定することができました。

一方、学力低下、体力低下の問題を初め、児童・生徒の貧困問題、いじめや不登校、あるいは人のつながりの希薄化などを背景に、学校教育へのニーズが多様化、高度化し、学校と地域が力を合わせて子供を育てる環境づくりが急務となっています。

そうした中で平成28年度は、高浜市教育基本構想の取り組みも5年目となります。今年度は、表裏一体である教育大綱とともに2本柱とし、高浜の教育は、高浜の教職員全員でつくり上げていくという強い自覚のもと、12年間の学びや育ちをつなげて教育をしていく体制を継続、充実してまいります。

これより、平成28年度における取り組みについて述べさせていただきます。

初めに、幼・保小中連携教育の推進では、幼児・児童・生徒が高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長、発達するために幼稚園、保育園、小学校、中学校の12年間の学びと育ちをつなぐ、縦の連携教育を推進してまいります。具体的には、幼保年長、小学校6年生、中学校3年生の実践を進め、これまで蓄積してきた幼保年中まで、小学校5年生まで、中学校2年生までの実践とあわせて、平成28年度は保育と生活科、総合的な学習の時間を活用した高浜カリキュラムを完成してまいります。

また、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施するとともに、異校種間での子供同士の交流事業など異校種間連携事業を一層進めてまいります。さらに、園・学校・家庭・地域の横の連携に焦点を当て、めざす幼児・児童・生徒の姿を共有化するために、高浜市が育てていき

たい生活習慣・学習習慣の周知に努めてまいります。

次に、確かな学力の向上を目指しての教師力・授業力の向上では、幼児・児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上を引き続き目指してまいります。研究委嘱校として、高取小学校が道徳を基盤とした学校づくりで2年目、高浜中学校が健康推進学校として2年目を迎えます。

また、教職員研修では教育センターグループが核となり、体系的・計画的に研修を実施することで、10年後の高浜市の教育に必要な教職員の資質と指導力を向上させていきます。2・3年目の教員には、国語の授業づくりの基礎・基本研修、特別支援教育の研修、小学校技能教科指導研修、小学校外国語活動指導研修等を継続実施し、実践的指導力の向上を図ってまいります。

きめ細やかな指導の充実では、児童・生徒一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかな指導が不可欠となっています。少人数指導は、各学校で児童・生徒の実態に合わせ、教育効果を上げるように取り組んでいます。これまでの基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れることが求められていますので、子供たちの実態に合わせた指導方法を工夫するとともに、少人数指導の授業方法を検証し、少人数指導の効果的な指導法について追求してまいります。そのために必要なサポートティーチャーの配置を行ってまいります。

次に、個に応じた教育の充実の特別支援教育の充実では、昨年度、園や学校で困り感を持っている子供に、必要に応じた支援ができるように、個別の教育支援計画の見直しを行いました。紙媒体で教育支援計画を蓄積していき、懇談の場で保護者と教職員がそれらを共有することによって、より有用な話し合いができるようにしました。今後も適宜見直しを図りながら、関係者・関係機関と連携して適切な支援がつながるように引き継ぎを行うとともに、個々の児童・生徒の困り感に寄り添うきめ細やかな学習支援や生活支援が大変有効であることから、学校規模や必要の度合いに応じてスクールアシスタント、通級指導担当者、スクールサポーター等を配置してまいります。

教職員一人一人が、特別な支援を要する児童・生徒へ適切な支援が行えるように、また、障がいへの理解を深めるためにも、特別支援教育に関する研修を引き続き行ってまいります。

次に、こども発達センターとの連携では、引き続きこども発達センターの専門職と教育委員会の専門家が、小学校区ごとにチームを組み、各園・学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言を行ってまいります。また、子供の発達が気になる保護者、子供の就学に不安を持つ保護者には、こども発達センターと連携して、発達相談・教育相談を随時行うことで、よりスムーズな就学につなげてまいります。

相談活動・学習支援の充実では、こころの相談員については、これまでの各校を巡回する方法を改め、ほっとスペースに常駐させ、日常はほっとスペースを利用している児童・生徒の支援に当たることとし、各校の要請に応じて、児童・生徒や保護者、教職員の相談を行ってまいります。

また、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不適應を起こしている生徒の学習支援や生活支援を行ってまいります。

次に、外国人支援教育の充実では、外国人児童・生徒については、現在200名弱の児童・生徒が在籍し、多様な国籍が進む傾向が見られます。日本語教育が必要な児童・生徒には、通訳者を3名配置し、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など細やかな対応を行うことで、日本の学校への適應を図ってまいります。

また、言語や生活習慣等で不慣れな外国籍の児童・生徒を対象に実施している翼小学校におけるくすのき学級での早期適應指導の取り組みも成果を上げておりますので、本年度も継続して実施してまいります。

次に、安らぎと魅力のある地域の学習拠点の確立では、学校を学びの拠点とし、地域の住民が授業や学校行事等を通して、子供たちと交流する場となるように努めてまいります。特に、生活科や総合的な学習の時間などの高浜カリキュラムの実践や各種学校行事においては、保護者・地域の方に積極的な協力をいただき、ともに活動し、ともに学ぶ機会となるような単元を設定し、学校行事を展開できるように構想していきます。

また、子供たちが地域行事に参加したり、参画したりすることを通じて、地域の方との触れ合いを密にしてまいります。そして、地域行事を通じて、高浜市の文化を継承、開発、発展させることができるように働きかけていくことで、地域と一体となった子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指してまいります。

さらに、各学校の実情に応じた教育支援活動を実施していくために、地域コーディネーターが中心となって、学校と各種団体との調整をしていきます。

次に、地域で子どもを育む教育環境の整備では、学校関係者評価委員会の活動を充実させ、学校、家庭、地域がそれぞれできることを確認し、協働するための学校づくり活動を展開することにより、この委員会が学校の地域応援団的な存在となるよう綿密に連携してまいります。

また、12年間の学びを踏まえ、小・中が連携して教育を進めていくために、小・中間での計画的な人事交流を進めていくとともに、市内の教職員が、小・中学校のどちらの学校にも勤務できるよう、計画的に教員免許状が取得できる方策に取り組んでいきます。

次に、市民の学び舎となる教育環境の整備では、学校は児童・生徒にとって学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場であり、公教育を支える基本的施設であります。また、地域の皆様にとっては、地域コミュニティの拠点でもありますので、学校が地域とのかかわりを大切に市民の学び舎となるために、教育環境の整備を計画的に進めてまいります。高浜小学校については、多様な利活用が可能な学校施設として、また、地域のまちづくりや交流の拠点、避難所機能を持った学校としての整備計画を着実に進めてまいります。

また、子供たちの安全を確保するため、小・中学校の屋内運動場の吊り天井撤去等の改修工事

を引き続き進めるとともに、老朽化に伴う修繕につきましては、学校からの要望や必要に応じて計画的に予算を配当するなど、修繕が必要な箇所を速やかに修繕してまいります。

さらに、教育のICT化を見据え、小学校パソコン教室のタブレット等の充実を図り、児童・生徒が学習に興味を持ち、積極的に授業に臨むことができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、子供は、次世代を担う社会の宝であります。高浜市生涯学習基本構想では、目指す生涯学習の姿として「子どもをまなびの根っこに据え、ひとづくりがまちづくりへとつながるまなびと行動が循環しあう生涯学習」を掲げています。そのため、特に、次の時代のまちづくりを担う人材である子供たちを、学校・家庭を含めた地域全体で大樹に育てることに焦点を当てた施策を継続して展開する必要があります。そして、生涯学習基本構想と教育基本構想を踏まえた高浜市教育大綱では、基本目標として「学校・家庭・地域が連携を深め、12年間の学びや育ちをつなげます」を掲げました。いじめ、不登校などの児童・生徒の問題行動は、個別の要因に起因しており、その原因をしっかりと見きわめ、対応することが重要であります。児童・生徒のわずかな変化をいち早く察知し、よりよい対策を講ずるためには、日ごろから学校・家庭・地域の人たちとの結びつきと信頼関係が存在しなければなりません。教育委員会では、子供たちが心身ともに健やかに育っていくことを願い、礼儀正しく地域に誇りを持って学習に励む姿をめざす子ども像としました。家庭や地域の人々、各種団体の方々の御協力をいただきながら、めざす子ども像の実現に向けて取り組み、学校を核とした地域づくりを推進してまいります。

以上、教育方針を述べさせていただきました。何とぞ御支援、御協力をお願い申し上げます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（幸前信雄） 以上で、教育行政方針は終わりました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の岡本澄雄氏が、本年6月30日で任期満了となりますので、その後任として、新たに田島久子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、御案内のとおり、健康づくり推進委員などを歴任され市政に御協力をいただいております。またギャラリー彦六では、広く作品の発表の場を設け活躍されており、地域の皆様方の信望も厚く、人格識見が高く、誠実温厚な人柄で、人権擁護委員として適任の方であると存じますので、何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ます。

よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、諮問第1号は原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現委員の川角和行氏が、本年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を求めらるるものでございます。

同氏は、中津川税務署長を初め、長年、税務行政の要職にあられ、御退職後は、高浜市交通安全指導員、本郷町町内会長を務められるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。

平成25年4月より、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。誠実なお人柄と豊かな御経験は、固定資産評価に係ります不服の審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。



〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（幸前信雄） 日程第7 同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年4月から教育長として御尽力をいただきました現教育長の岸上善徳氏が本年3月31日をもって辞職したい旨の願いが提出されたことから、新たに都築公人氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、同法第5条第1項において、教育長の任期は3年とし、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とすることとされていることから、平成28年4月1日から平成30年4月1日までとなります。

同氏の略歴につきましては、議案の参考資料に記載のありますとおり、昭和51年4月より高浜市立の小・中学校に勤務され、平成13年からは教頭、平成20年からは校長として勤務されておられます。また、この間には、高浜市教育委員会で学校教育課社会教育主事、学校経営グループ主幹としても勤務されました。

人格は高潔で、教育、学術及び文化に識見を有しておられる同氏が適任者であると考えておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い

い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、同意第2号 教育委員会教育長の任命について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま提案説明にもございましたけれども、都築公人氏は現在、学校法人山本学園教員として、西三河各地の中学校を中心に進路指導をされております。また、教員在職時は、児童・生徒の体力づくりに積極的に取り組むとともに、就学指導や特別支援教育の充実にも尽力されました。平成20年度に校長に就任してからは、中小体連支所長、愛知県校長会評議員や常任委員、高浜市校長会などの要職を歴任されるなど、リーダーシップを発揮され、それぞれの立場で活躍されました。

同氏が今日まで習得されました知見を生かし、必ずや高浜市の教育行政に多大な御貢献をいただけるものと確信しております。

このたびの任命につきましては、温厚誠実なお人柄から地域の皆様の信望も厚く、また、同氏は私より1学年後輩であり、小学校、中学校が同じであったので、その活躍ぶりは身近に感じ、よく見聞きいたしました。学生時代はサッカー選手として文武両道に活躍され、先輩、同年、後輩からも慕われ、その統率力と指導力は今後の教育行政においても遺憾なく発揮していただけるものと確信しております。まことに適任であり、本案に同意するものであります。

議員全員の御賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。再開は11時。

午前10時51分休憩

---

午前10時59分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第1号から議案第21号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についての2案について御説明を申し上げます。

お配りをしておりますA3横長の説明参考資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

この2案につきましては、行政不服審査法が昭和37年の制定以来、初めて抜本的な見直しが行われ、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。

今回の行政不服審査法の改正の目的は、不服申し立ての公正性・利便性の向上を図るというもので、改正の内容は、審査会への諮問手続の導入、不服申し立て構造の見直し、審理員制度の導入が主なものとなっております。

それでは、議案第1号 高浜市行政不服審査会条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、第1条にありますように行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、高浜市行政不服審査会を設置することとし、不服申し立てに対し市長など執行機関が採決を行う場合は、その採決の公正性を高めるため、あらかじめ審査会に諮問し審査会からの答申を受けるというものでございます。

第2条の「組織」及び第3条の「委員」では、委員は市長が任命する識見を有する者5人以内で組織し、その任期は2年といたすものでございます。

なお、行政不服審査会の委員は情報公開審査会・個人情報保護審議会の委員との兼務を想定しております。

第6条の「庶務」では、審査会の事務局を総務部で行うものとし、第8条の「報酬及び費用弁償」では、委員の報酬等については別に条例で定めることとし、附則第2項において高浜市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員の報酬額は他の非常勤特別職の日額報酬に合わせて日額5,800円としております。

なお、本条例の施行は法律の施行に合わせて平成28年4月1日としております。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について御説明を申し上げます。

説明参考資料の右側の表をあわせてごらんください。

本案は、行政不服審査法の改正内容に対し、関連する10の条例について1つの整備条例として所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、第1条、高浜市税条例の一部改正、第5条、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正、第7条、高浜市情報公開条例の一部改正、第8条、高浜市個人情報保護条例の一部改正、第9条、高浜市行政手続条例の一部改正、第10条、高浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、不服申し立て構造の見直しとして不服申し立て、異議申し立てを審査請求に改めるものでございます。

次に、第2条、高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正では、審理員または審査会の要求に応じて出頭する参考人等について、実費弁償を支給するものとしております。

第4条、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正では、審査請求人等の求めに応じて審理員及び審査会が交付する書類の写しの手数料を1枚10円と定めるものでございます。

次に、第7条、高浜市情報公開条例の一部改正、第8条、高浜市個人情報保護条例の一部改正では、それぞれの審査請求については、行政不服審査法による審理員の制度は適用除外とするものでございます。

最後に、第3条高浜市職員の給与に関する条例の一部改正、第6条、高浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第7条、高浜市情報公開条例の一部改正、第8条、高浜市個人情報保護条例の一部改正では、行政不服審査法を引用する法律番号や引用条項を改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第3号から議案第4号の2議案について御説明申し上げます。

別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

では初めに、議案第3号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正から御説明申し上げます。

本案は、国において学校教育法が一部改正されたことから、同法を引用する高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例において所定の規定の整備を行うものであります。

改正の内容でございますが、第2条の規定につきまして、新たな学校の種類として小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、児童の定義につきまして所要の整備を行うものでございます。

なお、条例の施行につきましては、附則において平成28年4月1日からといたしております。

続いて、議案第4号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中間所得階層の公共賃貸住宅の提供を目的に民間から高浜市が借り上げた6つの借上公共賃貸住宅のうち、高浜市神明町二丁目12番地1、パークビレッジについて、契約期間満了に伴い廃止するものであります。

改正の具体的内容でございますが、高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の別表で定めるパークビレッジの項を削るものであります。

なお、残りの2つの物件につきましても、来年度の契約期間満了時に必要な手続を経て順次改正していく予定ですので、よろしく申し上げます。

以上、議案第3号、第4号の御説明をさせていただきましたが、慎重御審議の上、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第5号 高浜市職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料4ページ、5ページ及び新旧対照表もあわせて御参照ください。

本案は、農業協同組合法の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い条項が移動となったため、同法を引用する本条例の「第20条第2項」を「第26条第2項」に改めるものでございます。

附則におきまして、施行を平成28年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第6号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料5ページ、新旧対照表もあわせてごらんください。

今回の改正は、道路の占用料を規定しております高浜市道路占用料条例とともに、同様の占用料を規定しております高浜市法定外公共用物の管理に関する条例、高浜市準用河川占用料条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

国の管理道路における道路占用料の額の見直しが行われ、道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から施行されております。

これを受け、愛知県においても政令改正を契機に経済変動等の要因で道路占用料の額の改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることになっておりますので、これにあわせて本市の道路占用料の額の改正を行うものでございます。

なお、電気事業法が一部改正されることに伴い、道路占用料条例の第6条第7号中において引用条文の整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第7号から議案第14号までの8議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第7号 高浜市職員の降給に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正により本年4月1日から職員の分限処分に係る降任について新たに定義づけをされること及び新たな人事評価制度が導入されることなどを受けて、本市におきましても職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるため提案させていただくものであります。

まず、第1条は趣旨規定で、この条例の趣旨を「地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給について必要な事項を定めるものとする」といたしております。

第2条は、「降給の種類」に関する規定で、降給は降格及び降号の2種類とし、降格につきましては「職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう」とし、降号につきましては「職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう」といたしております。

第3条は、「降格の事由」に関する規定で、任命権者は、職員が降任された場合のほか次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは当該職員を降格することとし、第1号では、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合として「職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合など勤務実績がよくないと認められる場合で、指導等を行ったにもかかわらず勤務実績がよくない状態が改善されず、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき」、「任命権者が指定する医師2名によって心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないことが明らかな場合」、「職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合で、指導等を行ったにもかかわらず当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき」の3つの事由を、また第2号では、職制若しくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合を規定いたしております。

第4条は、「降号の事由」に関する規定で、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合など勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導等を行ったにもかかわらず勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは当該職員を降号

することといたしております。

第5条は、「通知書の交付」に関する規定で、任命権者は職員を降給させる場合にはその旨を記載した書面を交付して行わなければならないことといたしております。

第6条は、「受診命令に従う義務」に関する規定で、職員は第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならないことといたしております。

最後に、附則においてこの条例の施行期日を平成28年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第8号 高浜市職員の退職管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案参考資料の7ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正により、本年4月1日から新たに退職管理の適正の確保（働きかけ規制）に関する規定が追加されることを受け、本市におきましても職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため提案させていただくものであります。

まず、第1条は趣旨規定で、この条例の趣旨を「地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする」といたしております。

第2条は、「再就職者による依頼等の規制」に関する規定で、離職後に営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に、国の部長または課長の職に相当する職として規則で定めるもの、これは、本市では部長、グループリーダー及び主幹職の職員を想定いたしておりますが、これらの職についていた職員は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の役職員等に対し、売買、貸借、請負その他の契約または当該営利企業等に対して行われる行政手続法第2条第2号に規定する処分に関する事務、これらを契約等事務といたしますが、この契約等事務であって、離職した日の5年前の日よりも前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないことといたしております。

第3条は、「任命権者への届出」に関する規定で、管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるもの、これは、本市では第2条の規定と同様、部長、グループリーダー及び主幹職の職員を想定いたしておりますが、これらの職についていた職員は、離職後2年間、報酬を得て営利企業以外の法人その他の団体または日雇いを除く営利企業の地位についた場合は、速やかに離職した職またはこれに相当する職の任命権者に氏名その他規則で定める事項を届け出なければならないことといたしております。

最後に、附則において、この条例の施行期日を平成28年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第9号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

議案参考資料の7ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部改正により、本年4月1日から新たに人事評価制度が導入されること、退職管理の適正の確保が制度化されること及び等級別基準職務表の条例化が規定されることなどを受け、関係する4条例について所要の規定の整備を行うものであります。

初めに、第1条による高浜市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条の改正は、地方公務員法の引用条項に移動があったため、条文の整備を行うものであります。

第4条の改正は、新たに等級別基準職務表を別表第2として規定することに伴い、別表行政職給料表を別表第1といたすものであります。

第5条の改正は、等級別基準職務表の条例化に伴い、従来は高浜市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則、別表第1において定めておりました行政職給料表級別標準職務表を廃止し、新たに本条例の別表第2として行政職給料表等級別基準職務表を定めるものであります。

第6条の改正は、人事評価制度の導入に伴い、職員の昇給に関する規定について、人事評価の対象期間及び懲戒処分等の事由の考慮その他所要の規定の整備を行うものであります。

第21条の改正は、勤勉手当に係る人事評価の結果の反映等について規定するものであります。

別表第2、行政職給料表等級別基準職務表の追加は、先ほど第5条の改正のところでも御説明申し上げたとおり等級別基準職務表を新たに規定いたすもので、基本的には、現行の高浜市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則、別表第1において定めております行政職給料表級別標準職務表の内容を踏襲する内容といたしております。

なお、備考のとおり、8級に位置づけられております困難な業務を行う委員会等の事務局の長につきましても、議会事務局長といたしております。

次に、第2条による高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び第3条による高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、それぞれ第1条の改正は、給与条例第1条の改正と同様、地方公務員法の引用条項を整備するものであります。

次に、第4条による高浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条の改正は、人事評価制度の導入及び退職管理の適正の確保が制度化されることを受け、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告すべき事項について新たに第2号として職員の人事評価の状況及び第8号として職員の退職管理の状況を追加するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を平成28年4月1日からとするほか、新たな人事評価制度の導入に伴い勤勉手当の反映に関する経過措置及び平成27年度の人事行政の運営等の状況の公表に関する経過措置について規定いたしております。

続きまして、議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する



条例の一部改正についての2議案につきましては、関連上一括して御説明申し上げます。

議案参考資料の8ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、今年度の人事院勧告及び昨年度の人事院勧告の未実施分を含め、高浜市議会の議員及び常勤特別職に支給いたします期末手当の支給割合を改定するものであります。

まず、第1条による改正では、それぞれの期末手当に関する規定に関し、昨年度の未実施分を合わせまして、今年度12月期の期末手当の支給割合を現行の「100分の155」から「100分の175」に、0.2月分引き上げることとし、年間の支給割合を現行の「2.95月分」から「3.15月分」といたすものであります。

また、第2条による改正におきまして、平成28年度以降は6月期を1.5月分、12月期を1.65月分といたすこととしております。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成27年4月1日から適用することとするほか、昨年12月に支給された期末手当に関する内払いについて規定いたしております。

続きまして、議案第12号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の9ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、昨年8月に実施されました今年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定させていただくものであります。

まず、第1条による改正でございますが、第21条第2項第1号の改正は今年度12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の「100分の75」から「100分の85」に0.1月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を現行の「4.1月分」から「4.2月分」とするものであります。

また、同項第2号の改正は、一般職と同様に12月期の再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を、現行の「100分の35」から「100分の40」に0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給割合を現行の「2.15月分」から「2.2月分」といたすものであります。

附則第18項の改正は、12月期の勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、勤勉手当の支給総額の上限額の算定の基礎となります特定職員に係る1.5%の減額措置に伴う勤勉手当減額対象額等に係る減額率について、勤勉手当減額対象額に対する12月期の減額率を現行の「100分の1.125」から「100分の1.275」に、勤勉手当減額基礎額に対する12月期の減額率を現行の「100分の75」から「100分の85」に、それぞれ改めるものであります。

別表の改正でございますが、人事院勧告を踏まえ行政職給料表を全部改正するもので、全体の平均で0.4%程度の引き上げを行うことといたしております。

次に、第2条による改正でございますが、第21条第2項第1号の改正は、一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を6月期は「100分の75」から「100の80」に、12月期については「100分の85」から「100分の80」にそれぞれ改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものであります。

また、同項第2号の改正は、一般職の職員と同様、再任用職員に係る勤勉手当の支給割合を6月期は「100分の35」から「100分の37.5」に、12月期については「100分の40」から「100分の37.5」にそれぞれ改め、6月期と12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則第18項の改正は、勤勉手当の支給割合の平準化に伴い、勤勉手当減額対象額に対する減額率を100分の1.2に、勤勉手当減額基礎額に対する減額率を100分の80にそれぞれ改めるものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日からとするとともに、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成27年4月1日から適用することとするほか、附則第2条では改正前の条例の規定に基づき支給された給与に係る内払いに関する規定について、附則第3条では本条例の施行に関する委任規定についてそれぞれ規定いたしております。

続きまして、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の10ページ及び新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、本人からの申し出を受け市長及び副市長に支払われます給料の月額を減額して支給する期間をさらに1年延長し平成29年3月31日までといたすもので、市長については給料の月額を20%、副市長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給することとするものであります。

なお、教育長につきましては、同意第2号で提案いたしておりますとおり本年4月1日から新しい教育長を任命する関係で今回の減額措置は見送ることといたしております。

最後に、附則において、この条例の施行期日を平成28年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第14号 高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案参考資料の11ページをあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、高浜南部公民館の南部第2ふれあいプラザ化に伴い、新たに南部第2ふれあいプラザの指定管理者について候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いいたしますものであります。

指定したい管理者は、高浜市二池町一丁目8番地5を所在地といたします特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会で、代表者は神谷法穂理事長であります。

指定の期間は、高浜南部公民館の指定管理期間の残期間であります平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間といたしております。

以上で、議案第7号から議案第14号までの説明を終わります。いずれの議案につきましても、何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第15号 高浜市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、新たな学校の種類として義務教育学校が規定されたことにより、遺児の定義について改正をお願いするものであります。

主な改正内容は、第2条、用語の定義に義務教育学校の後期課程を追加するもので、施行は平成28年4月1日からといたしております。

説明は以上であります。

続きまして、議案第16号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、市役所本庁舎整備事業の実施に伴い、高浜市いきいき広場の会議・研修室を廃止するため改正をお願いするものであります。

主な改正内容は、第3条第1項中、会議・研修室A、会議・研修室Bを削るものであります。なお、附則においてこの条例の施行期日を平成28年9月1日とするとともに、高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正し、高浜市いきいき広場の会議・研修室の使用料を削除するものであります。

説明は以上であります。

続きまして、議案第17号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整備について御説明申し上げます。

議案参考資料の12ページ、新旧対照表もあわせてごらんください。

本案は、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険法の一部が改正されることに伴い、高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例を初め7本の関係条例の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条の高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正及び第2条の高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正では、介護保険法第115条の48に、会議、いわゆる地域ケア会議が規定されたことに伴い、条の繰り下げをいたしております。

第3条の高浜市指定居宅介護支援事業等の実施等に関する条例の一部改正、第4条の高浜市指

定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第5条の高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正及び第6条の高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正では、主に平成28年4月から地域密着型サービスとして新たに地域密着型通所介護が創設されることに伴い、項の繰り上げまたは繰り下げをいたしております。

第7条の高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正では、介護保険法第115条の46第4項に、新たに地域包括支援センターが実施する事業の質の評価及び向上に関することが規定されたことにより、項の繰り下げをいたしております。

なお、附則におきまして、本条例の施行につきましては平成28年4月1日からとしております。説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄）　こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳）　それでは、議案第18号から議案第21号までの4議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第18号　高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表及び参考資料の13ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、公共施設あり方計画推進事業の実施による高浜市立中央公民館の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず、公民館の名称及び位置を定めております第2条第2項の表、名称欄の高浜市立中央公民館及び位置欄の高浜市湯山町六丁目7番地3を削るものでございます。なお、附則第1項におきまして、この条例の施行期日を平成28年11月16日といたしておりますが、11月12日、13日の両日、国民文化祭を開催するため、後片づけも含め11月15日まで使用可能とするための措置でございます。

また、第2項では、高浜市使用料及び手数料条例の一部改正といたしまして、使用料の種類、単位、金額、徴収の時期を定めております別表第1、公の施設の部「中央公民館の款」及び行政財産の目的外使用の部、土地の款「商工会館敷地の項」を削り、同表注2中「中央公民館ホール及び」を削り、同表注3については、中央公民館利用についての規定であるということからこれを削り、同表注4を同表注3とするものでございます。

また、別表第2におきましては中央公民館の款を、別表第4におきましては音響反射板・スポ

ットライト等、中央公民館のみの備品を削除するものでございます。

次に、議案第19号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表及び参考資料の13ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、現行の小・中学校に加え小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を定めております第10条第3項第4号において、「中学校」の次に「義務教育学校」を加えるものでございます。

なお、附則において、この条例は平成28年4月1日から施行することといたしております。

次に、議案第20号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、高浜市立中央公民館を廃止することに伴い、平成25年12月定例会において御議決いただきました、高浜市総合サービス株式会社を指定管理者とする高浜市立中央公民館の指定期間について、「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成28年11月15日まで」に変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、この3月31日をもって高浜市立高浜南部公民館を廃止することに伴い、平成25年12月定例会において御議決いただきました、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会を指定管理者とする高浜市立南部公民館の指定期間について、「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成28年3月31日まで」に変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（幸前信雄） 日程第9 議案第22号から議案第28号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第22号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第5回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,328万9,000円を追加し、補正後の予算総額を147億2,450万8,000円といたすものであります。

9ページの繰越明許費をお願いいたします。

繰越明許費は、2款総務費から10款教育費まで7事業につきまして、国の一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を盛り込んだ補正予算関連の事業、また年度内に事業完了が見込めない事業を平成28年度に繰り越しをするものであります。

次に、裏面、10ページの債務負担行為の補正は7件についてお願いするもので、上段の部分の2件は今回新たに追加し、下段部分の5件は限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。

地方債補正は、新たに高浜中学校の屋内運動場吊り天井等改修事業に係る事業債の借入限度額を設定するものであります。

次に、補正予算説明書58ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款1項1目地方消費税交付金は愛知県における交付見込額の増に伴い、9款1項1目地方交付税は国の補正予算による普通交付税の追加交付に伴いそれぞれ増額をいたすものであります。

13款1項1目民生費国庫負担金は、主に制度改正に伴い保険者支援制度が拡充されたことにより国民健康保険基盤安定支援分負担金を増額し、児童手当支給対象者の減により児童手当負担金を減額いたすものであります。

58ページ末尾から60ページをお願いいたします。

13款2項1目総務費国庫補助金では、国の補正予算に伴い新たに地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を計上するとともに、個人番号カード交付事業費補助金を増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金は、国の補正予算により新たに実施いたします年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を計上いたすものであります。

また、5目教育費国庫補助金におきましても、国の補正予算において高浜中学校屋内運動場吊り天井の改修工事に係る補助金が交付される見込みとなったため、新たに学校施設環境改善交付金を計上いたすものであります。

14款1項1目民生費県負担金における国民健康保険基盤安定負担金及び国民健康保険基盤安定支援分負担金の増額は、主に制度改正に伴いそれぞれ国民健康保険税軽減対象者の増及び保険者支援制度の拡充によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

16款寄附金では、ふるさと応援寄附金を増額し、匿名希望の方より地域福祉基金指定寄附金として200万円、株式会社ジェイテクト田戸岬工場様よりたかはま夢・未来基金指定寄附金として

4万4,000円、前市長森貞述様より職員研修基金指定寄附金として100万円の御寄附をいただいたものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

66ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。

1項3目市民活動支援費では、主に市民予算枠事業において市民予算枠事業交付金の実績見込みに伴い減額をいたすものであります。

14目電算管理費では、情報系庁内LAN管理事業においてインターネットと自治体ネットワークを分割させる端末機器セキュリティ強靱化業務委託料を新たにお願いするものでございます。

68ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、個人番号カードの作成等に伴う地方公共団体情報システム機構負担金を増額いたすものであります。

70ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費では、主に今回の補正予算の財源調整として財政調整基金積立金を増額するほか、市民予算枠事業交付金の実績見込みに伴いまちづくりパートナーズ基金積立金を減額いたすものであります。

次に、3款民生費でございます。

72ページをお願いいたします。

1項17目国民健康保険事業費は、歳入でも申し上げましたが、制度改正による保険者支援制度の拡充及び保険税軽減対象者の増により特別会計繰出金の増額を行うものでございます。

21目臨時福祉給付金給付事業費につきましては、歳入で申し上げましたが、国の補正予算に伴い新たに実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金を計上するものでございます。

74ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費では、児童手当支給事業において支給対象者の減少により児童手当を減額いたしております。

78ページをお願いいたします。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費及び3目衛生費では、平成27年度の衣浦衛生組合分担金の額の確定に伴いそれぞれ減額いたすものであります。

82ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費における広域消防事業では、平成27年度の衣浦東部広域連合分担金の額の確定に伴い減額いたすものであります。

10款3項1目学校管理費における中学校維持管理事業では、高浜中学校屋内運動場の吊り天井を改修するための工事費を新たに計上いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第23号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ8,880万9,000円を減額し、補正後の予算総額を40億6,028万5,000円といたすものであります。

補正予算説明書の106ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

1 款国民健康保険税は、一般現年分および退職現年分の被保険者・世帯数の減により全体で6,073万5,000円を減額いたすものであります。

2 款国庫支出金は、療養給付費等負担金および財政調整交付金の収入実績見込みに基づき全体で2,808万8,000円を減額いたすものであります。

108ページをお願いいたします。

3 款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく収入実績見込みにより8,920万8,000円を減額いたすものであります。

5 款県支出金は、収入実績見込みに基づき1 項県負担金を147万7,000円増額し、2 項県補助金を653万8,000円減額いたすものであります。

6 款共同事業交付金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの通知に基づく収入実績見込みにより4,888万4,000円を増額いたすものであります。

110ページをお願いいたします。

8 款1 項1 目一般会計繰入金は、繰入基準に基づく繰入額の確定等により3,908万9,000円を増額いたすものであります。

10 款1 項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金及び退職被保険者等延滞金の収入実績見込みに基づき626万4,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

112ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、年間の保険給付費の実績見込みに基づき、1 項1 目一般被保険者療養給付費を6,396万円減額し、1 項2 目退職被保険者等療養給付費を665万5,000円増額いたすなど、1 項療養諸費を5,546万3,000円減額するとともに、2 項高額療養費を24万5,000円増額いたすものであります。

114ページをお願いいたします。

7 款共同事業拠出金は、拠出金の確定に伴い1 項1 目共同事業医療費拠出金を229万4,000円減



額し、2目保険財政共同安定化事業拠出金を128万5,000円減額するものであります。

116ページをお願いいたします。

9款1項1目支払準備基金積立金の減額は、主に今回の補正に伴う財源調整を行うものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第24号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4,852万4,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額を4,764万1,000円とするものでございます。

予算説明書128ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入2,000円の増額は、土地開発基金所有地の貸付収入増によるものでございます。

2目財産貸付収入50万9,000円の増額は、土地取得費特別会計所有地のうち13筆、1,586平方メートルの貸付による収入増でございます。

1款2項1目不動産売払収入4,904万1,000円の減額は、当初売却処分を予定しておりました小池町二丁目地内の代替用地の売却収入がなくなったものでございます。

次に、130ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費、17節公有財産購入費1,681万円の減額は、予定をいたしておりました土地開発基金所有地の処分が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第25号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,720万7,000円を減額し、補正後の予算総額を13億7,579万3,000円とするものでございます。

予算説明書の140ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目下水道受益者負担金729万7,000円の増額は、主に受益者負担金の対象地が田畑のため徴収猶予をされていた土地利用状況が住宅建設などに変更されたことに伴い徴収猶予解除をしたことによるものでございます。

2款1項1目下水道事業使用料882万円の増額は、下水道接続者が増加したことなどによるも

のでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金900万円の増額は、交付金の内示額の確定によるものでございます。

7款3項1目雑入1,197万7,000円の増額は、主に衣浦東部処理区維持管理費の還付金でございます。

8款1項1目下水道事業債9,430万円の減額は、汚水施設建設事業の工事請負費、物件移転補償費などの確定見込みなどを考慮し、公共下水道の借り入れを8,980万円減額し、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の減額に伴う流域下水道の借り入れを450万円減額するものであります。

続きまして142ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費54万5,000円の減額は、主に雨水貯留浸透施設設置奨励補助金制度の利用状況によるものでございます。

1款1項2目維持管理費588万7,000円の減額は、下水道使用量の増加などの理由で衣浦東部流域下水道維持管理費負担金は1,011万6,000円増額となり、一方、委託料、下水道使用料徴収業務負担金の確定見込み並びに消費税の減額によるものでございます。

1款2項1目下水道建設費は5,077万5,000円の減額をするもので、15節工事請負費2,500万円の減額は、今年度、汚水管整備を行った県道西尾知多線の舗装復旧工事を予定いたしておりましたが、愛知県から新たに年度末で道路の掘り返し規制が出されたことにより今年度の工事発注を取りやめたこと、工事請負費の確定見込みによるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金451万2,000円の減額は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金の確定見込みによるものでございます。

22節補償、補填及び賠償金2,100万円の減額は、下水道工事に伴うガス管、水道管などの移設補償費の確定及び確定見込みによるものでございます。

最後に、152ページをお願いいたします。

地方債に関する調書において、当該年度中起債見込み額4億2,560万円は、補正後の額を3億3,130万円とし、当該年度末現在高見込み額を補正前と比べ9,430万円少ない77億6,020万4,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 説明の途中ですけれども、暫時休憩といたします。再開は午後1時。

午前11時55分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、本日配付の議事日程について1点訂正をお願いいたします。

日程番号8 議案第2号の議案名に誤りがありました。正しくは、「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について」になりますので、訂正をお願いいたします。

福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第26号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書37ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ2,058万6,000円を追加し、補正後の予算総額を25億5,760万6,000円とするとともに介護サービス事業勘定で歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、補正後の予算額を4,119万6,000円といたすものであります。

補正予算説明書162ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金、そして、164ページの7款1項1目一般会計繰入金は、いずれも歳出の居宅介護サービス計画給付費及び高額介護サービス費の実績見込みによる増額が主なものであります。

166ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、2款1項6目居宅介護サービス計画給付費は介護報酬の改定により、また3項1目高額介護サービス費は実績見込みに伴い、それぞれ増額いたすものであります。

178ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、人事交流及び制度改正などに伴い、職員給与費等繰入金を増額いたすものであります。

180ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項1目介護予防支援事業費では、人事交流及び制度改正などに伴い、人件費を増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第27号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ685万8,000円を増額し、補正後の予算総額を4億5,368万1,000円といたすものであります。

補正予算説明書の192ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、収入実績見込みに基づき1目

特別徴収保険料を763万5,000円減額し、2目普通徴収保険料を213万2,000円増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金として58万2,000円減額するとともに、保険基盤安定繰入金として77万3,000円減額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

194ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、職員手当等として11万7,000円を増額するとし、使用料及び賃借料として後期高齢者医療に係る新システムの借りに伴う執行残69万9,000円を減額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みにより保険料負担金を550万3,000円減額するとともに、保険基盤安定負担金を77万3,000円減額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第28号 平成27年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、第3条で定めた収益的支出の予定額について補正をするものでございます。

第1款の水道事業費用は、第1項の営業費用で主に人事交流に伴う人件費などの補正及び減価償却費などの確定によるもので、予定額を41万5,000円減額し、7億1,096万1,000円とするものでございます。

第2項の営業外費用は、収益的支出並びに資本的支出が当初予定額より少なく見込めることにより、消費税及び地方消費税の予定額を557万円増額し、3,601万3,000円にするものでございます。

第3項の特別損失は、無形固定資産に計上誤りが判明したことなどから350万円を増額して、362万円とさせていただくものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めています職員給与費について28万9,000円増額し、6,265万3,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

---

○議長（幸前信雄） 日程第10 議案第29号から議案第36号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第29号 平成28年度高浜市一般会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ143億9,740万円と定めるもので、前年度と比較し4.0%、5億5,110万円の増といたしております。

10ページをお願いいたします。

本年度、新たに設定いたします債務負担行為は、ごらんの7事項について期間及び限度額をそれぞれ定めております。

11ページの地方債は、6事業債と臨時財政対策債合わせて5億7,400万円を計上いたしております。

次に、一般会計予算に関する説明書55ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入ですが、1款市税は84億5,221万2,000円で、前年度と比較し2,736万1,000円の減を見込んでおります。

60ページをお願いします。

1項1目個人市民税では、納税義務者数及び給与所得者の総所得金額の増加により、29億1,294万1,000円を見込み、2目法人市民税では、法人税割の一部国税化及び法人実効税率の引き下げにより6億7,086万2,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から66ページの8款地方特例交付金は、平成26年度の実績及び27年度の交付見込み額などをもとにそれぞれ計上をいたしております。

9款地方交付税については、普通交付税、特別交付税、合わせて1億8,000万円を見込んでおります。

11款分担金及び負担金は2億1,658万6,000円、68ページからの12款使用料及び手数料は1億6,953万8,000円を計上いたしております。

72ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は17億1,172万6,000円を見込み、1項国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金などを、2項国庫補助金では、マイナンバー制度による個人番号カード交付に対する補助金や、昨年度に引き続き臨時福祉給付金給付事業に対する補助金をそれぞれ計上いたしております。

74ページをお願いいたします。

14款県支出金は9億308万1,000円を見込み、1項県負担金では、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金、施設型教育・保育給付費等負担金などを計上いたしております。

82ページをお願いいたします。

17款繰入金は4億3,125万9,000円を計上し、このうち、財政調整基金繰入金は3億7,088万4,000円を計上いたしております。

18款繰越金は、前年度繰越金として前年度と同額の3億円を計上いたしております。

90ページをお願いいたします。

20款市債は、前年度と比較し4億6,600万円増の5億7,400万円で、主に高浜市公共施設総合管理計画の公共施設推進プランに関連する事業を計上するとともに、臨時財政対策債についても計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

92ページをお願いいたします。

1款議会費は、前年度と比較し1,558万2,000円減の1億6,660万4,000円を計上いたしております。

94ページをお願いいたします。

2款総務費は、前年度と比較し2億5,500万4,000円増の17億1,675万9,000円を計上いたしております。

96ページの1項3目市民活動支援費では、まちづくり協議会の活動に対する支援として、昨年度に引き続き市民予算枠事業、地域内分権推進事業を進めてまいります。

108ページをお願いいたします。

11目財産管理費では、市役所本庁舎整備事業として1億8,451万6,000円を計上し、平成29年1月からの新庁舎の供用開始に向け、計画的に整備を進めてまいります。

12目企画費では、111ページの公共施設あり方計画推進事業において高浜小学校整備事業支援業務委託料を計上し、事業者の公募、事業者の選定を行い、契約の締結に向け事業を進めてまいります。

14目電算管理費では、総合住民情報管理事業において新庁舎移転に合わせ、総合窓口・総合住民情報システム業務委託料を計上し、新たな窓口サービスを構築してまいります。

114ページをお願いいたします。

18目防災対策費では、防災活動事業において本年2月に締結した福祉避難所に配置する防災資機材の購入費用を計上し、福祉避難所要配慮者等の安全・安心を確保してまいります。

130ページをお願いいたします。

3款民生費は、前年度と比較し3億6,728万6,000円増の61億4,616万5,000円を計上いたしております。

1項2目地域福祉推進費では、社会福祉推進事業において子ども健全育成支援員を1名増員し、貧困の連鎖の防止や新たな貧困を発生させないための支援を行ってまいります。

133ページをお願いします。

いきいき広場管理運営事業では、設置後20年が経過するいきいき広場の空調機等の更新工事費を新たに計上しております。

142ページをお願いいたします。

8目生活援助費では、生活困窮者自立支援事業において生活困窮世帯等の子供たちに成長段階に即した切れ目のない支援を行うため、こども貧困対策会議を新たに設置するとともに、学習支援事業の対象者を高校生まで拡大し、支援を行ってまいります。

148ページをお願いいたします。

19目臨時福祉給付金給付事業費では、平成27年度に引き続き当該給付に係る経費を計上いたしております。

150ページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費では、児童手当支給事業として9億9,158万1,000円を計上いたしております。

154ページをお願いいたします。

3目家庭支援費では、ひとり親家庭等生活支援事業において近年増加傾向にあるひとり親家庭について、その子供が安心して集うことができる居場所を提供し、学習支援等を通して子供の主体性や社会性の向上を図ってまいります。

161ページをお願いします。

子育て・家族支援ネットワーク事業では、子育て支援コーディネーターを窓口配置し、子育てや保育などのサービス利用者に対する支援を実施してまいります。

166ページをお願いいたします。

4款衛生費は、前年度と比較し2,539万1,000円減の17億1,429万円を計上しております。

1項2目保健・予防費では、老人・成人保健事業、母子保健事業、予防接種事業、妊娠出産包括支援事業を実施してまいります。

178ページをお願いいたします。

5款労働費は、66万7,000円を計上しております。

180ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、前年度と比較し809万7,000円増の9,649万3,000円を計上いたしております。

186ページをお願いいたします。

7款商工費は、前年度と比較し1億5,882万5,000円減の2億2,508万5,000円を計上いたしております。

1項2目商工業振興費では、189ページの産業経済活性化事業において昨年度に引き続き企業

再投資促進補助金などを計上し、企業支援を行ってまいります。

190ページをお願いいたします。

8款土木費は、前年度と比較し7,181万7,000円増の12億3,251万円を計上いたしております。

192ページをお願いいたします。

2項1目生活道路新設改良費では、道水路維持管理事業において次年度以降の工事着手を見据えて舗装修繕調査設計業務委託料、橋りょう修繕調査設計業務委託料を計上いたしております。

198ページをお願いいたします。

5項4目公園緑化費では、公園整備管理事業において201ページの公園施設長寿命化計画策定業務委託料を計上し、高浜市公共施設総合管理計画のインフラ施設推進プランに必要な基礎資料としてまいります。

206ページをお願いいたします。

9款消防費は、前年度と比較し6,044万6,000円増の5億3,423万6,000円を計上いたしております。消防団活動事業では、新規消防団員の確保及び消防団員の処遇改善を図るため、消防団員家賃補助金の対象をひとり暮らし等に拡大してまいります。

208ページをお願いいたします。

10款教育費は、前年度と比較し4,972万8,000円増の16億2,460万3,000円を計上いたしております。

212ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費の小学校維持管理事業では、217ページの港小学校の屋内運動場吊り天井等改修工事費、吉浜小学校のグラウンド整備工事費を新たに計上いたしております。

226ページをお願いいたします。

5項2目生涯学習機会提供費の生涯学習施設管理運営事業では、229ページの中央公民館解体工事費を新たに計上しております。

232ページをお願いいたします。

6目文化財保護費では、文化財保護事業において本市の歴史を後世に引き継ぐことを目的として、市誌編さん委員会を新たに設置するとともに市誌編さん業務委託料を計上し、市誌編さんに向けた準備を進めてまいります。

234ページをお願いいたします。

6項2目生涯スポーツ費では、生涯スポーツ推進事業において237ページの（仮称）高浜緑地多目的（スポーツ）広場に係る工事設計業務委託料、工事監理業務委託料、整備工事費を計上し、事業主体である愛知県の工事にあわせて多目的広場の整備を進めてまいります。また、スポーツ施設改修工事費では、高浜市公共施設総合管理計画の公共施設推進プランに基づき碧海グラウンドの照明器具設備更新工事費を新たに計上しております。



238ページをお願いいたします。

12款公債費は、前年度と比較し6,145万9,000円減の9億998万3,000円を計上し、元金償還74件分、利子償還94件分、一時借入金利子分を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第30号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ39億1,721万9,000円と定めるものです。前年度対比2.3%、9,210万3,000円の減といたしております。

それでは、まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の267ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、全体で10億2,717万5,000円とし、前年度比2.1%、2,248万6,000円の減を見込んでおります。

内訳といたしまして、270ページの1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から272ページの6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて9億6,714万1,000円を見込み、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて6,003万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

なお、現年課税分の積算に当たりましては、平成27年度の本算定時の課税総所得金額等に基づき算出しており、収納率につきましては平成27度の実績見込みを踏まえ設定いたしております。

次に、2款国庫支出金では、全体で7億2,324万8,000円とし、前年度比9.0%、5,997万4,000円の増を見込んでおります。

内訳といたしまして、1項1目1節療養給付費等負担金の現年度分では、療養給付費負担金、介護保険介護給付費納付金負担金、後期高齢者支援金負担金等、合わせて6億6,052万6,000円を見込み、2項1目財政調整交付金では平成26年度の交付実績を踏まえ3,274万1,000円を見込んでおります。

274ページをお願いいたします。

3款療養給付費交付金は、平成27年度の交付実績を踏まえ、前年度比55.2%減の1億310万8,000円を見込んでおります。

4款前期高齢者交付金は、平成27年度の交付実績を踏まえ、前年度比20.9%減の5億5,159万8,000円を見込んでおります。

5款県支出金は、全体で2億814万円とし、前年度比8.6%、1,644万5,000円の増を見込み、主なものといたしまして2項1目都道府県財政調整交付金1億7,816万円を見込んでおります。

6 款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金、合わせて9億6,597万1,000円を見込み、前年度比8.2%、7,312万円の増といたしております。

276ページをお願いいたします。

8 款繰入金は、全体で3億2,209万3,000円とし、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度及び職員給与費等の繰り入れ基準に従って一般会計から繰り入れを行うとともに、福祉医療波及分及び退職者医療制度の影響分の繰り入れをいたすものであります。

続きまして、280ページ、歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費は、全体で7,593万7,000円とし、職員9人分の人件費のほか、国保事業の運営や国税の賦課徴収にかかわる経費を計上いたしております。

282ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、平成27年度の実績見込みに基づき全体で21億9,216万1,000円を見込み、前年度比3.7%、8,416万1,000円の減といたしております。

主な内容といたしまして、1 項 1 目一般被保険者療養給付費を18億2,082万円、2 目退職被保険者等療養給付費を9,072万円、3 目一般被保険者療養費を2,743万2,000円、2 項高額療養費を2億1,993万4,000円といたしております。

284ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金及び5 項 1 目葬祭費は、年間の交付件数を見込み計上しております。

3 款後期高齢者支援金等は、平成27年度の実績見込みに基づき、前年度比2.5%増の5億3,214万8,000円を計上いたしております。

286ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、平成27年度の概算納付見込額等に基づき、前年度比11.2%減の1億7,428万1,000円を計上いたし、7 款共同事業拠出金は、平成27年度の愛知県全体の拠出見込み額に基づき高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ算定し、全体で1.8%減の8億8,446万5,000円を計上いたしております。

288ページをお願いいたします。

8 款保健事業費では、全体で4,485万6,000円を計上しており、主な事業といたしまして特定健康診査等事業、診療報酬明細書（レセプト）点検事業、医療費通知事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画に伴う国保ヘルスアップ事業を実施しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第31号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

予算書の21ページをお願いいたします。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,917万3,000円とするもので、前年度対比12%、634万7,000円の増となっております。

予算説明書の308ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目基金運用収入及び2 目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸し付けにより145万8,000円の収入を見込み計上いたしております。

2 項 1 目不動産売払収入の5,770万8,000円は、土地取得費特別会計及び土地開発基金所有地の処分約708平方メートルを見込み計上いたしております。

次に、310ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目土地取得費5,691万6,000円は、13節委託料111万7,000円の売り払い予定地の用地測量業務委託料として5 件分、保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。

17節公有財産購入費5,499万8,000円は、土地の売り払い処分に伴い土地開発基金用地の取得約647平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第32号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

予算書の27ページをお願いいたします。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億6,592万9,000円とするもので、前年度対比2.7%、3,875万9,000円の増となっております。

予算説明書の318ページをお願いいたします。

歳入であります。1 款 1 項 1 目下水道事業費負担金4,526万2,000円は、平成29年度に供用を開始する地区に対して受益者負担金を賦課徴収するもので、現年度分として4,502万2,000円と滞納繰越分として24万円をそれぞれ見込み計上いたしております。

2 款 1 項 1 目下水道事業使用料2 億9,087万6,000円は、現年度分として2 億8,935万8,000円と滞納繰越分として151万8,000円を見込み計上いたしております。

3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金6,100万円は、前年度対比4.7%、300万円の減額で、汚水管の施設整備事業費を社会資本整備総合交付金として対象事業費1 億2,200万円と見込み、交付率は2分の1でその額を計上いたしております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金6 億4,038万2,000円は、前年度対比で0.1%、92万6,000円の増でございます。

320ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目下水道事業債4 億2,830万円は、前年度対比0.7%、300万円の増額となっております。

公共下水道整備事業費として4億190万円を、また、流域下水道建設事業費負担金として2,640万円をそれぞれ予定いたしております。

次に、322ページの歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費2,453万3,000円は、職員の人件費が主なものでございます。

1款1項2目維持管理費2億5,678万2,000円は、13節の委託料として台帳作成業務、マンホールポンプ保守点検・遠方監視業務などで1,265万4,000円を、15節工事請負費では、管路補修工事費として1,428万6,000円を、19節負担金、補助及び交付金として、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区維持管理費負担金及び下水道使用料徴収業務負担金等で2億767万2,000円を計上いたしております。

324ページをお願いいたします。

1款2項1目下水道建設費は6億1,045万円で、前年度対比5.6%、3,216万9,000円の増となっております。

この主なものは、327ページの13節委託料6,838万6,000円は、汚水施設建設事業で平成29年度施工予定区域などの設計業務委託料、下水道施設現況調査検討業務委託料などで、前年度対比で345%、4,856万5,000円の増額となっております。

15節工事請負費は4億2,821万3,000円で、汚水施設建設事業で論地処理分区、浜第1処理分区、港第2処理分区、中部第1処理分区の計4処理分区で約18.7ヘクタールの管渠築造工事及び附帯工事、前年度整備を行いました箇所舗装復旧工事などを計上いたしております。

19節負担金、補助及び交付金2,694万7,000円は、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金などを計上いたしております。

22節補償、補填及び賠償金5,475万円は、下水道工事の施工に伴い支障となる水道管、ガス管など、移設・移転補償費となっております。

2款1項公債費は、公共下水道整備に係る借入金の元金及び利子の償還金として5億7,316万4,000円をお願いするものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いいたします。

平成28年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ3,012万3,000円とするもので、前年度対比3,304万3,000円の減額となっております。

予算説明書の342ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目駐車場使用料3,012万円は、三高駅西駐車場使用料で、前年度対比1.7%、52万8,000円の増額を見込み計上いたしております。

次に、344ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目駐車場管理費2,402万9,000円は、13節委託料1,520万円で、駐車場の指定管理者であります株式会社日本メカトロニクスへの指定管理料でございます。

14節使用料及び賃借料540万円は、駐車場敷地の所有者であります名古屋鉄道株式会社への借地料でございます。

15節工事請負費211万8,000円は、経年劣化に対応するための駐車場内の誘導ラインなどの更新並びに安全ミラー設置の小規模工事費でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第34号 平成28年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の39ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ26億1,541万5,000円と定めるもので、前年度対比6.8%、1億6,701万2,000円の増、また、介護サービス事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ3,980万6,000円と定めるもので、前年度対比12.1%、547万円の減となっております。

44ページをお願いいたします。

債務負担行為は、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務委託料について期間及び限度額を定めるものであります。

予算説明書356ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.5%増の6億110万4,000円を見込んでおります。

360ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やものづくり工房などの使用料が主なものであります。

3款国庫支出金は、前年度対比6.7%増の5億5,139万5,000円で、介護給付費等負担金、調整交付金、362ページの介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業交付金などを、4款支払基金交付金は6億9,221万5,000円、5款県支出金は3億5,777万円をそれぞれ計上いたしております。

364ページをお願いいたします。

7款繰入金は4億1,058万3,000円で、1項1目一般会計繰入金は、前年度対比8.6%増の3億8,180万2,000円を計上いたしております。

366ページをお願いいたします。

7款2項基金繰入金は2,878万1,000円で、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

9款3項雑入は96万3,000円で、368ページの介護用品等給付費本人負担金が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

370ページをお願いいたします。

1款総務費は、前年度対比2.6%増の6,387万円で、職員4人分の人件費のほか、被保険者証の作成、賦課徴収、介護認定審査会、介護認定調査、そして介護保険審議会に係る経費をそれぞれ計上させていただいております。

374ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、前年度対比6.1%増の24億3,165万5,000円で、1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービスに係る経費として22億4,860万6,000円を計上いたしております。

376ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の方に対する介護予防サービス給付費などを、3項高額介護サービス費、378ページの4項高額医療合算介護サービス等費は、平成27年度における給付実績見込みを踏まえ計上いたしております。

6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、前年度対比7.9%減の553万4,000円で、介護用品等の給付や住宅改修に係る経費の22%分を計上いたしております。

380ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費は、前年度対比31.2%増の1億1,251万9,000円で、1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費及び介護予防・ケアマネジメント事業費をそれぞれ計上いたしております。

382ページをお願いいたします。

2項一般介護予防事業費では、地域介護予防活動支援事業として宅老所などの指定管理料などのほか、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

384ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業・任意事業費では、これまでの地域包括支援センター運営事業や権利擁護事業などのほか、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たに在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援事業に係る経費を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

408ページをお願いいたします。

次に、サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料では、介護予防サービス計画及び介護予防プラン作成手数料として1,299万9,000円を計上いたしております。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として2,677万5,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

410ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款1項介護予防支援事業費は、介護予防サービス計画などの作成に係る職員4人分の人件費のほか、臨時職員の雇用に要する賃金、指定居宅介護支援事業者への介護予防支援事業委託料など合わせて3,980万6,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第35号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4億9,209万3,000円と定めるもので、前年度比7.3%、3,344万1,000円の増といたしております。

まず、歳入について御説明申し上げます。

予算説明書の426ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、前年度比6.9%、2,463万6,000円増の3億8,113万1,000円を見込み、特別徴収にかかわる保険料として現年度分全体の約50.15%、1億9,099万5,000円を計上し、普通徴収にかかわる現年度分の保険料として全体の約49.85%、1億8,909万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

3款繰入金は、前年度比9.1%、880万5,000円増の1億545万円を見込み、人件費等にかかわる職員給与費等繰入金として3,608万7,000円、保険料の軽減実施に伴う減収分を補填するための保険基盤安定繰入金として6,936万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

430ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費は、全体で前年度比4.6%、159万6,000円増の3,609万1,000円で、人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業にかかわる事務的経費であります。

432ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比7.6%、3,184万5,000円増の4億5,050万7,000円を見込み、保険料負担金として3億8,114万4,000円、保険基盤安定負担金として6,936万3,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第36号 平成28年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算及び説明書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、給水栓数1万8,927栓を見込み、年間総給水量は、過年度の実績並びに平成27年度の給水状況などを考慮し、前年度より3万立方メートル減の497万立方メートルを予定いたしております。

1日平均給水量1万3,616立方メートルは、年間総給水量を365日で除して算出をした水量でございます。

主な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,430万円、水道施設近代化工事として3億3,029万5,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益を前年度より0.3%、282万5,000円増の8億4,814万円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総経費、有形固定資産減価償却費など7億5,195万3,000円を、第2項営業外費用で支払利息、雑損失など2,527万5,000円、第3項特別損失で40万円、第4項予備費300万円としており、前年度より3.3%、2,399万1,000円増の7億8,062万8,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、重要給水施設配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事など、計画的に耐震管に布設がえを進めるとともに、老朽化した高浜配水場の受水弁取りかえ工事、受変電設備の更新工事を実施するための建設改良費を3億8,310万8,000円、企業債償還金を4,384万7,000円とし、資本的支出額を前年度より24.4%、8,366万3,000円増の4億2,695万5,000円を予定し、これらの事業の財源として企業債、出資金、負担金、補助金で資本的収入額を1億91万1,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額3億2,604万4,000円については、減債積立金4,384万7,000円及び建設改良積立金1億円を取り崩し、残りを損益勘定留保資金などの内部資金で補填をすることといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でありまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものであります。

第6条は、起債の目的、限度額などについて定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定するものであります。

第7条から第11条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用などについて一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。



○議長（幸前信雄） 日程第11 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第1号 平成28年度高浜市土地開発公社の経営状況について、その概要を御報告申し上げます。

事業計画書及び予算書の2ページをお願いいたします。

平成28年度の事業は、田戸町の横浜橋より南側、市道港線の視距改良及び歩道設置事業を予定しており、新たに97平方メートルの用地を取得し、既に取得をいたしております179平方メートルの用地を処分する計画としております。

次に、4ページをお願いいたします。

予算でございますが、第3条、収益的収入及び支出のうち収入、第1款事業収益は4,927万円、内訳は、公有地取得事業収益として用地の処分に伴う収入と、附帯等事業収益は不動産貸し付けなどの収入でございます。

次に、2款事業外収益9,000円は、受取利息として定期預金及び普通預金の受取利息、雑収益は電柱の占用料でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出であります。1款事業原価4,804万9,000円は、公有地の処分の伴う原価でございます。

2款販売費及び一般管理費1,104万9,000円は、役員報酬、法人市県民税や不動産の貸し付けに伴う公租公課の支出などでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出のうち収入、第1款資本的収入1億601万6,000円は、借入金と造成事業費用振替収入で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用、支出に対する借入金と用地の処分に伴う収入額を収益的予算から資本的予算に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

支出は、第1款資本的支出1億601万6,000円は、内訳は公有地取得事業費と償還金で、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金は、用地取得造成事業資金に充てるため15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率は借入先と協議をして定め、用地売却代金を収納した都度、償還をするものとしております。

次に、9ページをお願いします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で1億4,369万6,000円を予定しており、支払資金は販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事

業費及び償還金で1億716万6,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1、事業収益と2、事業原価の差し引き122万1,000円が事業総利益で、3、販売費及び一般管理費114万9,000円を差し引いた7万2,000円が事業利益となっております。4、事業外収益を加算し、5、予備費を差し引いた8万円を当期純利益と予定をいたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部は1、流動資産と2、固定資産の資産合計は4億5,293万7,000円で、負債の部、1、固定負債3億5,360万1,000円が負債合計となっております。

資本の部は1、資本金と2、準備金で9,933万6,000円が資本合計、負債資本合計は4億5,293万7,000円でございます。

以上、平成28年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 続きまして、報告第2号 平成28年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成28年度（第23期）事業計画書及び収支予算書の2ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

平成28年度の受託事業といたしまして、47事業の実施を予定し、このうち株主である高浜市からは35事業の受託を予定しております。

また、会社独自の自主事業といたしまして、11物販・リース事業として5事業に取り組むとしております。

また、今期の社員体制といたしましては、総括表の右下に記載してあります259人に、会社事務所の4人及び各業務の応援要員として7人を加えました総勢270人で平成28年度の事業の遂行に当たるとしております。

各事業の詳細につきましては、4ページから17ページの事業計画明細書に記載しております。

以上が、事業計画書の概要であります。

続きまして、19ページをお願いします。

平成28年度（第23期）の収支予算でございます。

初めに、収入でございますが、1款営業収入につきましては、6億3,847万5,000円を見込み、2款営業外収入を合わせ、前期と比較し、約1.9%減の6億3,853万円を予定しております。

次に、支出でございますが、1款営業費用は6億232万円を予定し、2款営業外費用、3款法人

税等、4款消費税及び地方消費税を合わせ6億3,738万7,000円を予定いたし、収入との差し引きで114万3,000円の黒字を見込んでおります。

次に、20ページの貸借対照表をお願いします。

総資産額は2億6,567万7,000円で、資産の部では流動資産は2億5,458万4,000円、固定資産は1,109万3,000円としております。

次に、負債の部でございます。

流動負債7,019万8,000円と固定負債99万9,000円、合わせて7,119万7,000円としております。

次に、純資産の部では、資本金5,000万円と余剰金合わせて1億9,448万円としております。

続きまして、21ページの損益計算書をごらんください。

売上高は6億404万2,000円で、その内訳は23ページの売上高明細書のとおりであります。

次に、販売費及び一般管理費でございますが、総額で5億3,232万円を予定し、その内訳は24ページの販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

次に、平成28年度の経常利益は176万5,000円を見込み、税引き後の当期純利益を114万3,000円と見込んでおります。

以上が、平成28年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての御報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願ひます。

---

○議長（幸前信雄） 日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（幸前信雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、3月2日午前10時であります。

本日は、これにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時1分散会

---